

向島ニュータウンまちづくりビジョン検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 向島ニュータウンまちづくりビジョンの策定を進めるに当たり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、向島ニュータウンまちづくりビジョン検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、40人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 市長は、委員のうちから検討会の会長を指名する。

2 会長は、検討会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 検討会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、都市計画局都市企画部都市総務課及び伏見区役所地域力推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、都市計画局長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月5日から施行する。